



## ふらっと通信

2018年  
4月号

社会福祉法人 藤沢育成会 相談支援プラザ  
〒252-0812 神奈川県藤沢市西俣野 410  
☎0466(80)5250 Fax0466(82)7321  
<http://www.f-ikusei.or.jp>

皆様、こんにちは。社会福祉法人藤沢育成会相談支援プラザ  
ふらっとです。今年度も『ふらっと通信』の発行をさせていただきます！！ふらっとの活動や福祉サービスについてお伝えしますのでお楽しみに♪



早速ですが、この度、新しく女性の相談員と事務員が仲間に加わりました。異動等で離れた職員もおりますので、今現在、ふらっとには介護保険関係のケアマネが2名、障がい分野の相談員が4名、事務員1名、課長1名、所長1名の8名が在籍しております。

これからも地域の方の力になれるようにふらっと一同願っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。



さて、「介護保険法」や障害福祉関係の「総合支援法」は、基本的に3年に1回の見直しが行われています。平成30年は、障がい分野、介護保険だけでなく、医療分野も併せて見直しの時期と重なり、福祉業界では大きく法改正となっております。

私たちのように福祉の業務を携わる者が、国の示す資料を見ても、実際に「どのように生活が変わるのだろうか」「今困っている方にこの制度は使い勝手はいいのかな？」などまだまだ分からないことがあります。

そこで、先日の3月24日に、河原所長による研修の機会を持ちました。

ちょっと聞きなれない言葉ですが…

“報酬単価”や“モニタリング月の見直し”や新しく始まる福祉サービスの情報を整理しました。

福祉の支援を必要としている方々に、より良い支援が届くように、今後も研鑽していきます。



ふらっとちゃんです！

4月は暖かくて気持ちの良い季節ですが、花粉や黄砂などの季節もあります。

体調の方お気を付け下さい。



## 福祉の豆知識 障害支援区分ってなあに？



皆様、障害支援区分という言葉を目にされたことはございますか？私自身、障がい福祉の世界に入るまで耳にしたことがありませんでした。次のとおり、福祉情報サービスかながわのホームページより引用でご紹介します。

障害者総合支援法では、公平なサービス利用を実現するために、障害者一人ひとりへのサービスの必要性を明確に判断するための「障害支援区分」を設けています。

障害支援区分は、介護給付の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう、障害者等に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6のほうが必要度が高い）をいいます。

障害支援区分の決定のためには、市町村が行う認定調査を受ける必要があります、この認定調査は、心身の状況に関する80項目の聴き取り調査と、調査項目だけではわからない個別の状況を記入する特記事項により構成されており、これに、医師の意見書（24項目）を併せて、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

このように障がいを持たれている方々がどのような場面で、どれくらい・どのような支援が必要かを表している数字になっています。ふらっとも地域の方々の認定調査を市からの委託で行っております。

（五十嵐）



職員から✽今号は、太田事務員

はじめまして、3月よりふらっとに入りました事務員の太田です。生まれは山梨県甲府市、育ちは神奈川県横浜市です。

そして、主人の仕事の都合で5年前に岐阜県大垣市に3年、三重県四日市市に2年住み、今年の1月に住み慣れた神奈川県に帰ってまいりました。色々な土地を回り、その土地土地で沢山良いところがありました…(お水がおいしい！自然が豊か…など)やはり一番住み慣れた神奈川県に帰って来ることが出来て嬉しく思っております。

なので、一日も早く皆様のお力に慣れ様、先輩方のご指導の下、頑張っていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。